第23回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和4年5月10日(火)午前9時 開会		
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室		
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者 1番 青木君夫 出 2番 野見幸雄 出 3番 松原利志 出 4番 米原章太郎 出 5番 山本雅之 出 6番 本田 博 出 7番 村岡幸枝 出 出席 7人 農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者 吉田弘幸 出 山本一夫 出 吉田定夫 出 山本 満 出 楠本幸孝 出 出席 5人		
4	欠席委員			
5	農業委員会 事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也		
6	議事録署名 委員	4番 米原章太郎 委員 6番 本田博 委員		
7	議事内容等	 (1) 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請書について(吉尾その1) (2) 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請書について(吉尾その2) (3) 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請書について(森) (4) 議案第69号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動の点検評価(案)について (5) 議案第70号 非農地と判断した土地について (6) 議案第71号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 		
8	協議事項	(1) 農業委員会による最適化活動の目標設定について		
9	報告事項	(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について【合意解約】 (4) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画について(通知) について		
10	その他	 (1) 農業委員会総会の日程について ①令和4年6月総会 6月13日(月)午前9時~ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 		
11	閉会	午前10時20分		

1. 開 定刻になりましたので、ただ今から、第23回三朝町農業委員会総会を開会いたし 事務局 山本会長、ご挨拶をお願いいたします。 2. 会長挨拶 皆さん、おはようございます 農作業も本格化してきましたが、事故のないように気を付けていただきたいと思い ます。国の農業関係に対する予算がかなり少なくなっておりまして、長寿命化事業な どは二分の一になるような感じで、いろんな面でしわ寄せがでております。一方で、 米価が向上するとの話もありますが、はたしてこれが買取価格まで波及してくるのか は疑問なところです。 今朝は、急遽今年の作付けを取りやめるといった話も聞きましたが、こんな中では ありますが、地域の農業、農地を守るため引き続き頑張りたいものです。 それでは今月もよろしくお願いいたします。 3 総会成立宣言 事務局長 本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定によ り総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務める ことになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いします。 議事録署名委員の指名 議長 それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長 から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、4番 米原章太郎 委員、6番 本田博 委 員、を指名します。よろしくお願いいたします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。 議事 (1) 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請書について(吉尾その1) 「議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について(吉尾その1)」 議長 を議題としますが、議案第67号と関連しますので説明は2議案を一括して説明して ください。

なお採決は議案毎に行うものとします。

それでは、事務局は議案の説明を行ってください。

事務局

それでは説明させていただきます。

1ページの議案書を開いていただきたいと思います。

【議案書の朗読】

初めに、議案第66号を説明させていただきます。

申請者は、当該集落で畜産業を行っている会社で、肥育牛の事業拡大に伴い新たな牛舎の建設が必要となり本申請を行うものです。

当該地は、基盤整備済の農地ですが、周囲を河川と山林に囲まれた単独農地であることから、転用を行っても周辺農地に影響は無いものと判断したところです。

雨水につきましては、施設周囲に側溝を設置して河川へ排水する計画となっております。

また資力につきましては、添付の残高証明書により計画する事業を行えることを 確認したところです。

なお、公害防止協定を締結するにあたり、既に吉尾集落の同意は得られている状況です。

以上のとおり、事務局としての審査表を2頁に添付しておりますので、ご確認い ただければと思います。

簡単ですが、議案第66号の説明とさせていただきます。

事務局

続きまして、「議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について(吉尾 その2)」を説明させていただきます。

【議案書の朗読】

申請者は、議案第66号と同じく当該集落で畜産業を行っている会社で、肥育牛の事業拡大に伴い増加する肥育牛の飼料の倉庫及びトラクター等の農機具置場が無いことから、新たに飼料倉庫と農機具置場を併設した農業用倉庫を建設したく本申請を行うものです。

当該地は、基盤整備済の農地ですが、周囲を河川と道路に囲まれた単独農地であることから、転用を行っても周辺農地に影響は無いものと判断したところです。

雨水につきましては、施設周囲に側溝を設置して河川へ排水する計画となっております。

また資力につきましては、添付の残高証明書により計画する事業を行えることを 確認したところです。

以上のとおり、事務局としての審査表を38頁に添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、議案第67号の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。
	現地確認を行っておりますので、報告を賀茂地区の推進委員さん、お願いします。
賀茂地区 農地利用最適 化推進委員	員さんと私が、現地で申請者、工事施工者等から計画内容の説明を受けましたので報
-34 F	
議長	議案についての説明、現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
議長	
	ご意見はありませんか。
	【意見無の声】
	ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。
	それでは、議案第66号について、承認される方は挙手をお願いします。
	【全ての委員の挙手を確認】
	≪議長≫ それでは、議案第66号は承認されました。
議長	続きまして、議案第67号について、承認される方は挙手をお願いします。
	【全ての委員の挙手を確認】

	それでは、議案第67号は承認されました。
(3)議案第68	□ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
議長	「議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について(森)」を議題と
	します。
	事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。
	1ページの議案書を開いていただきたいと思います。
	【議案書の朗読】
	 当該申請地には東側を経由しなければ侵入できない囲繞地になっておりまして、
	所有者は西宮市に居住しており土地の荒廃を防ぐことに苦慮しており、土地の所有
	者は隣接する土地所有者に譲渡を協議されておりまして、隣接する所有者は工務店
	を営んでおりまして資材置場を必要としていたことから、無償での譲渡(贈与)の
	協議がまとまり本申請に至ったおものでございます。
	当該地の雨水排水につきましては、北側・西側に隣接する農地には既存の擁壁、
	ブッロク積みが設置されており、土砂・雨水が流出することは無い状況です。南側
	の宅地との境界もブロック積みがなされており、土砂・雨水が流出すること同様に
	生じないものとなっております。 東側は、譲受人の所有地であり、雨水の排水経路としていることから、転用を行
	っても周辺農地に影響は無いものと判断しました。
	また資力については、草刈り程度の自己管理であることから、転用事業を行える
	と判断したところです。
	以上のとおり、事務局としての審査表を添付しておりますので、ご確認いただけ
	ればと思います。
	 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	
	事務局の説明が終わりました。
	現地確認を行っておりますので、報告を賀茂地区の推進委員さん、お願いします。
賀茂地区	先ほどの議案の現地確認後に、安田事務局長さん、小椋係長さん、大村専門員さん
農地利用最適化推進委員	と私が参会し、現地で計画内容の確認を行いましたので報告します。
	計画内容につきましては只今の説明のとおり、土地の形状を変えることなく資材置
	き場として利用するもので、雨水につきましても現在の状況から変更はないようです。
	隣接する農地につきましては、事務局さんの説明にもありましたように擁壁等で囲
	まれており、農地所有者から承諾を得られておりますので問題ないと思ったところで
	す。
	以上でございます。

議長	
職 攻	議案についての説明、現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	ご意見、ご質問はありませんか。
議長	ご意見はありませんか。
	【意見無の声】
	ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。
	それでは、議案第68号について、承認される方は挙手をお願いします。
	【全ての委員の挙手を確認】
	《議長》 それでは、議案第68号は承認されました。
(3)議案第69号	」 号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動の点検評価(案)について
議長	「議案第69号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動の点検評価 (案)について」を議案とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。
	本議案は、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付20経営第5791号経営局長通知)に基づき、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)を別紙のとおり作成しましたので、本委員会の決議を求めるものでございます。 なお、本委員会で決議ののちには、町HPで公開することになっております。
	別冊の資料に基づき小椋事務局員が資料に基づき説明。
	説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
高勢地区 農地利用最適 化推進委員	集積面積の率についてだが、実際の耕作面積は400ha位と思うが、現在の面積では21.3%となってしまう。 これは国の指導なのか。
事務局	この資料の様式は国が定めているもので、これに従うとこのような率になってし

	 まいます。
4 番農業委員	
事務局	集積面積は、合計数値になっているので加減したものになります。
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。
	【「なし」の声、多数あり】
	無いようですので、質疑を打ち切ります。
	議案第69号について承認される方は挙手をお願いします。
	【7人の委員の挙手を確認】
	それでは、議案第69号は、承認されました。
	サ 非農地と判断した土地について
議長	「議案第70号「非農地と判断した農地について」を議題とします。
	事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは説明させていただきます。
	「議案第70号「非農地と判断した農地について」につきましては、
	本年3月の第21回農業委員会において承認を得ました「非農地と判断した土地について」、土地所有者に非農地通知を送付しましたところ、別紙の土地について、 異議等の申し立てがありましたので、その異議を受けることとし、非農地と判断した土地の取消し及び非農地と判断した土地の地目の変更を行うことについて、本委員会の承認を求めるものでございます。
	取消す土地の一覧表は次頁に表示しております。また。今回の非農地判断の農地として地方税法に基づく事務を進める土地の一覧表をその次のページに表示しておりますので、併せてご確認いただければと思います。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。
	【「なし」の声、多数あり】
	無いようですので、質疑を打ち切ります。
	議案第70号について承認される方は挙手をお願いします。

【7人の委員の挙手を確認】

それでは、議案第70号は、承認されました。

(5) 議案第71号 農地利用集積計画(利用権設定)について

議長 「議案第71号 農用地利用集積計画(利用権設定)について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

事務局

それでは、「議案第71号 農用地利用集積計画(利用権設定)について」説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書(案)について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、

- 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。
- 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。
 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の 事業を行うと認められること。
 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 3 対象のうちの関係権利者すべて同意(共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意)が得られることをすべて満たしていること。

以上のすべて満たしていると判断されることから、計画(案)を受理し本委 員会に提案するものでございます。

議長

事務局の説明は終わりました。

担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【全体でないことを確認】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第71号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全ての委員の挙手を確認】

それでは、議案第71号は、承認されました。

議長	以上で、本日の議事は終了しました。
	引き続き、第6の協議事項に移ります。
	事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは、協議事項の「農業委員会による最適化活動の目標について」を説明させていただきます。
	【別冊の資料に基づき説明】
	【いろいろと質問が出たが、記録する発言は無し】
議長	その他、ご質問、ご意見はありませんか。
	「会場から無しの声」
	それでは、ただ今までの委員さんからの質問等を踏まえ、最適化の目標の設置について調整していただくことを確認したいと思います。
	事務局さんはよろしくお願いいたします。
	それでは続いて7の報告事項に進めたいと思います。
	事務局は説明をお願いします。
事務局	それでは、別冊の「報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について」につきましては、4件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 今月の届出につきましても、非農家の相続の案件が出ています。
事務局	続きまして「報告(2)農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございます。
	本件につきましては、余戸地内の1筆の田について合意解約の通知があったものでございます。 なお、解約後につきましては、三徳の岩本さんが耕作される予定となっております。
事務局	続きまして「報告(3) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業 計画について(通知)について」でございます。
	本案件は、助谷地内に楽天モバイルさんが携帯電話無線基地局となる鉄塔を2 基設置されることについて、中部総合事務所から通知がありましたので、それぞれご確認いただければと思います。
議長	続いて、第8のその他に入ります。

(1) 令和4年6月の農業委員会総会の日程について			
	【協議の結果】 6月13日(月)午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です		
	(2) その他について		
議長	を 本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありました ら発言してください。		
	【発言が無いことを確認】		
	それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。		
	皆さん、ご苦労さんでした。		
【委員会終了]:午前10時20分】		
上記のとおり	会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。		
令和4年5	月10日		
議	長		
議事録署	名委員		
	4番 農業委員		
	(記名)		

6番	農業委員	3
n 一	ラモジョ	3

(記名)